

日本語学会選挙規則

1. 会長、編集委員長、会計監査委員、評議員は、所定の手続きによって、個人会員の互選により選出する。選挙権・被選挙権は当年度の会費をその年度の10月末日までに完納した個人会員が有する。選出は、選挙のある年度の10月末日現在の選挙権および被選挙権を有する者の名簿（選挙人名簿）による。
2. 会長、編集委員長および会計監査委員の選出は、最多得票数による。同数の場合は抽選による。
3. 編集委員長、会計監査委員に支障が生じた場合は、選挙の際の次点者を以てこれを補う。この場合の任期は残任期間とする。
4. 評議員は、次の7地区別に、各地区の定数によって選出する。各会員は在住地によって各地区に所属するものとする。
 - 1) 北海道 2) 東北 3) 関東 4) 中部 5) 近畿 6) 中国・四国 7) 九州・沖縄
5. 各地区の評議員の定数は、前記選挙規則第1の選挙人名簿による当該地区在住の個人会員数の按分比例によって定める（注）。ただし、総定数は約70名とする。
6. 投票は10名以内の連記による無記名投票とする。会員は、自分の属する地区以外に在住する会員にも評議員候補者として投票することができる。
7. 評議員選出は、得票数の多いものから順次、地区別定数に達するものまでとし、当落の境界に同数得票者が生じた場合は抽選による。
8. 評議員の欠員は補充しない。
9. 会長、編集委員長、会計監査委員が任期の途中で交替した場合は、前任者も後任者も、在任期間が1年以上であれば、次期の被選挙権を有しない。
10. 選挙管理委員会は、会長と4名の選挙管理委員を以て構成する。選挙管理委員長は、会長を以てこれに当てる。
11. 選挙管理委員は、選出された会長の在住地区の個人会員中より評議員が選出する。ただし、各機関内（大学付置の研究所等はその大学に含まれる）より選出される選挙管理委員の数は1名を限度とする。任期は3年とし、連続3選は許さない。
12. 選挙管理委員の選挙は、2名連記の無記名投票とする。
13. 選挙管理委員の当落の境界に同数得票者が生じた場合は、抽選による。
14. 選挙管理委員に欠員が生じた場合は、次点者を以てこれを補う。補欠の選挙管理委員の任期は残任期間とする。

注記

○ 第5について

計算方法は次の式により、端数は四捨五入する。

各地区の評議員定数 = 70名 × (当該地区の選挙権者総数 / 国内在住の選挙権者総数)

○ 第10、12について

2018年4月より実施する。

(1984年10月13日修正案可決。)

(2004年6月19日修正案可決。)

(2008年6月21日修正案可決。)

(2009年6月20日修正案可決。)

(2017年6月24日修正案可決。)